

議第107号

呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年呉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年呉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

付則第4項中「26円73銭」を「27円50銭」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年呉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の呉市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される呉市の議会の議員及び呉市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された呉市議会の議員及び呉市長の選挙については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の呉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される呉市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された呉市長の選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため、この条例案を提出する。